

筑後市民総合災害補償保険 制度の手引き

令和8年度版



筑 後 市

市民総合災害補償保険について

この保険は、市民の皆さんが安心して市民活動に参加していただけるように、万一の事故に備えて設けられたもので、市が保険料を負担し運営するものです。市民活動中に不測の事故が発生し、指導者や参加者がケガをしたり死亡したりした場合の補償や、活動の参加者が第三者に損害を与え、指導者等が法律上の賠償責任を負うことになった場合の賠償に保険金が給付されます。

大切なのは、事故の防止

この制度は、市民活動中の万一の事故に備えて設けられた制度ですが、一番大切なことは事故を未然に防ぐことです。

市民活動を行う際には、次のことに十分注意して、楽しい活動を進めてください。

事前に綿密な計画を立てて、事故の危険性がないか十分チェックする。

必要があれば、事前に下見などをしておく

(特にキャンプやハイキングなど)

引率者や指導者の数は適当かどうか、注意や指導が十分行きわたるかどうかを確認する。

(特に子どもを対象とした活動や野外活動など)

活動のプログラムやスケジュールに無理がないか、用具類の点検や事前の準備運動等は十分に行えているか

(特にスポーツ活動など)

1. 対象となる活動

対象となる活動の条件としては、以下のすべてを満たすことが必要です。

- (1) 主たる活動の場所が市内にあること。
- (2) 概ね5人以上の市民によって組織された、公益を目的とした市民団体による活動であること。
- (3) 本来の仕事を離れて自発的に行われる、継続的、計画的又は臨時の公益性の高い活動であること。
- (4) 政治・宗教・営利を目的としない活動であること。

※原則として報酬を伴う活動は、対象とはなりません。ただし、交通費等実費程度の報酬であれば対象となる場合があります。

※主たる活動場所が筑後市にある場合は、市外の方も対象となります。

【活動の具体例】

① 地域社会活動

行政区活動、公民館活動、防災・防犯活動、交通安全運動など

② 青少年育成活動

子ども会活動、スポーツ少年団活動（団体の目的スポーツ時の試合、練習は除く）、非行防止パトロール活動など

③ 社会福祉活動

社会福祉施設の支援活動、高齢者・障害者への援護活動、子育て支援活動など

④ 社会奉仕活動

環境美化・清掃活動、リサイクル運動、自然保護・緑化運動、害虫駆除・防除等の環境衛生活動など

⑤ 社会教育活動

スポーツ・レクリエーション活動、生涯学習活動、文化活動など（スポーツを目的とした団体のスポーツ活動は除く）

⑥ 市主催事業への参加・協力活動

市の主催する事業（まつり、防災訓練、各種スポーツ大会、クリーン作戦等）への参加、ボランティア手伝い（市から委託した活動及び事業は除く）

⑦ その他市長が認める活動

2. 対象となる事故

(1) 損害賠償責任事故

市民活動中に指導者や参加者の過失により、他の参加者や第三者にケガをさせたり、財物に損害を与えたりして法律上の賠償責任を負った場合

(2) 傷害事故

市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により、死亡したり、後遺障害を被ったり、入院、通院治療を要するケガ（熱中症又は食中毒を含む。）をしたりした場合

※市民活動を行う場所と住居との往復途中の事故も、補償の対象となる場合もあります。

3. 補償の内容

区 分		限 度 額
損害賠償責任事故	身体賠償	1 億円（1 事故） 3, 0 0 0 万円（1 名毎）
	財物賠償	3 0 0 万円（1 事故）
区 分		給 付 額
傷 害 事 故	死亡給付金	3 0 0 万円
	後遺障害給付金	9 万円～3 0 0 万円 （程度により）
	手術給付金	2 万円～8 万円（内容により）
	入院給付金	4, 0 0 0 円（日額）
	通院給付金	2, 0 0 0 円（日額）

- (注) 1. 損害賠償については、原則 1 事故につき 5,000 円は自己負担
2. 死亡給付金は、事故の日から 180 日以内に死亡した場合に給付
3. 後遺障害給付金は、事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合に給付
4. 入院給付金は、事故の日から 180 日を限度として給付
5. 通院給付金は、事故の日から 180 日の期間内に 90 日を限度として給付

4. 対象とならない場合

次のような場合には、保険の対象とはなりません。

[保険全般]

- 市民活動の指導者や参加者の故意によるもの（給付金の受取人の故意も含む。）
- 戦争、反乱、暴動等によるもの
- 地震、噴火、津波等の自然現象によるもの
- 市から市民活動団体や企業等へ委託した活動及び事業での事故

[賠償事故]

- 補償対象者の親族に対して負担するもの
- 給排水管、冷暖房装置などからの蒸気、水の漏水による財物損壊によって生じたもの
- 屋根・扉・窓等から入る雨・雪等による財物損壊により生じたもの
- 施設の修繕・改築・取壊し等の工事によって生じたもの
- 航空機・昇降機・自動車等の所有・使用・管理に関するもの
- 活動終了後に、その活動の結果によって生じたもの

[傷害事故]

- 自殺行為・犯罪行為・けんか等によるもの
- 無資格運転・酒酔運転等によるもの
- 脳疾患・疾病（熱中症又は食中毒を除く。）または心神喪失によるもの
- 妊娠中における出産・早産・流産
- 他覚症状のないむちうち症・腰痛
- 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染
- 山岳登山、リュージュ、ボブスレー、グライダー操縦、スカイダイビング、スキューバダイビング、外洋におけるヨット操縦、パラセール搭乗、ハンググライダー搭乗、飛行船搭乗、その他これらに類似する危険なスポーツにおける事故
- 自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行（自動車又は原動機付自転車を用いて道路上で行う場合を除く。）及び飛行機の操縦における事故
- チェーンソーを使用した事故

5.もし、事故が発生した場合

(1) 賠償責任事故の場合

① 事故に対する処置を行う。

【人身事故の場合】

- ・被害者の保護と安全に万全を期し、事故の拡大防止に努める。
- ・場合によっては、警察等に届け出る。

【物損事故の場合】

- ・損害証明のための写真を少なくとも2～3枚撮影する。

② 筑後市（所管課または協働推進課）へ事故の連絡をする（電話連絡可）。

- ・いつ、どこで、だれが、どうして、どうなったかを連絡する。

連絡先 筑後市役所 （代表）

☎ 0 9 4 2 - 5 3 - 4 1 1 1

③ 活動計画書や参加者名簿等必要書類を添えて事故報告書（様式指定）を市（所管課）へ提出する。

※事故報告書は、遅くとも事故の日から2週間以内に提出

④ 事故報告書の提出を受けて、所管課により当該事故が市民活動中の事故であるかの判定し、事故報告書は協働推進課へ回送される。

※ここで市民活動中の事故と認められないと判定された場合は、市から連絡先に対しその旨が伝えられる。

⑤ 市（協働推進課）から保険会社へ事故報告書等が提出される。

⑥ 保険会社から請求関係書類が連絡先（被災者又は団体代表者）宛てに送付される。

⑦ 法律上の問題が解決した（示談交渉成立等）後、速やかに団体代表者から保険会社へ保険金請求関係書類を送付する。

※示談交渉を行う場合は、予め保険会社の承認・助言を受けて下さい。

※保険金の請求者は、賠償責任を負った団体代表者又は指導者等

⑧ 保険会社で審査後、保険金が支払われる。（団体代表者と市宛てに保険金支払通知書が送付される。）

(2) 傷害事故の場合

- ①筑後市（所管課または協働推進課）へ事故の連絡をする（電話連絡可）。
・いつ、どこで、だれが、どうして、どうなったかを連絡する。

連絡先 筑後市役所 （代表）
☎ 0 9 4 2 - 5 3 - 4 1 1 1

- ②活動計画書や参加者名簿等必要書類を添えて事故報告書を市（所管課）へ提出する。

※事故報告書は、遅くとも事故の日から2週間以内に提出

- ③事故報告書の提出を受けて、所管課により当該事故が市民活動中の事故であるかの判定がされ、事故報告書は協働推進課へ回送される。

※ここで市民活動中の事故と認められないと判定された場合は、市から連絡先に対しその旨が伝えられる。

- ④市（協働推進課）から保険会社へ事故証明書及び事故報告書が提出される。

- ⑤保険会社から市（協働推進課）へ保険金請求関係書類が送付される。

- ⑥市（協働推進課）から被災者又は団体代表者へ保険金請求関係書類を送付する。

- ⑦治療完了後、被災者又は団体代表者から市（協働推進課）へ保険金請求関係書類を送付する。

- ⑧市（協働推進課）から保険会社へ保険金請求関係書類を提出する。

- ⑨保険会社で審査後、保険金が支払われる。（被災者と市宛てに保険金支払通知書を送付される。）

<お問い合わせ・事故の連絡先>

〒833-8601 筑後市大字山ノ井898番地

筑後市役所 協働推進課

TEL 0942-65-7065 / FAX 0942-54-0336

Eメール kyoudousuishin-1050@city.chikugo.lg.jp

ホームページ <http://www.city.chikugo.fukuoka.jp>